

別表1 定期水質検査（北部水系及び大戸水系）

	水質基準項目(*1)	基準値	検査頻度(回数)		回数減の事由
			法定	実施	
基1	一般細菌	100個/ml 以下	毎月	毎月	
基2	大腸菌	検出されないこと	毎月	毎月	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基21	塩素酸	0.6mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基26	臭素酸	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基38	塩化物イオン	200mg/l 以下	毎月	毎月	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基40	蒸発残留物	500mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基42	ジエオスミン	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基45	フェノール類	0.005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	毎月	毎月	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	毎月	毎月	
基48	味	異常でないこと	毎月	毎月	
基49	臭気	異常でないこと	毎月	毎月	
基50	色度	5度以下	毎月	毎月	
基51	濁度	2度以下	毎月	毎月	

(\*1) 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」による。  
また、原水については、水質基準項目すべてについて、年1回の検査を行う。

(\*2) 水道法施行規則による。過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法に変更がなく、検査結果がすべて基準値の5分の1以下であるため。

別表2 定期水質検査（南部水系）

	水質基準項目(*1)	基準値	検査頻度(回数)		回数減の事由
			法定	実施	
基1	一般細菌	100個/ml 以下	毎月	毎月	
基2	大腸菌	検出されないこと	毎月	毎月	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基21	塩素酸	0.6mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基26	臭素酸	0.01mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基30	ブロモホルム	0.09mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基38	塩化物イオン	200mg/l 以下	毎月	毎月	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基40	蒸発残留物	500mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	毎月	毎月	
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	3ヶ月毎	3ヶ月毎	
基45	フェノール類	0.005mg/l 以下	3ヶ月毎	年1回	第15条第3号ハ(*2)
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	毎月	毎月	
基47	pH値	5.8以上8.6以下	毎月	毎月	
基48	味	異常でないこと	毎月	毎月	
基49	臭気	異常でないこと	毎月	毎月	
基50	色度	5度以下	毎月	毎月	
基51	濁度	2度以下	毎月	毎月	

(\*1) 水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」による。  
また、原水については、水質基準項目すべてについて、年1回の検査を行う。

(\*2) 水道法施行規則による。過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法に変更がなく、検査結果がすべて基準値の5分の1以下であるため。

別表3 その他の水質検査

水質基準項目	基準値	検査頻度(回数)		検査対象(*5)
		配水(給水栓水)	原水	
水質管理目標設定項目(*1)				
ニッケル及びその化合物	0.02mg/l 以下	年1回		
亜塩素酸	0.6mg/l 以下	年1回		
二酸化塩素	0.6mg/l 以下	年1回		
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l 以下(暫定)	年1回		
抱水クロラール	0.02mg/l 以下(暫定)	年1回		
残留塩素	1mg/l 以下	年1回		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/l 以上100mg/l 以下	年1回		
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/l 以下	年1回		
遊離炭酸	20mg/l 以下	年1回		
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l 以下	年1回		
臭気強度(TON)	3以下	年1回		
蒸発残留物	30mg/l 以上200mg/l 以下	年1回		
濁度	1度以下	年1回		
pH値	7.5程度	年1回		
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	年1回		
従属栄養細菌	集落数/1ml が2,000以下(暫定)	年1回		
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して0.1mg/l 以下	年1回		
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/l 以下(暫定)	年1回		
アンチモン及びその化合物	0.02mg/l 以下	年1回		
ウラン及びその化合物	0.002mg/l 以下	年1回		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	年1回		
トルエン	0.4mg/l 以下	年1回		
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l 以下	年1回		南(原)
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l 以下	年1回		
メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l 以下	年1回		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l 以下	年1回		
農薬類(*2)	検出値と目標値の比の和として1以下	年1回		
個別管理項目(*1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		年3回	南(原)	
ウラン及びその化合物		年1回	南(配), 南(原)	
クリプトスピリジウム関連(*3)				
クリプトスピリジウム		3ヶ月毎	年1回	南(配), 北(原)
ジアルジア		3ヶ月毎	年1回	南(原)
大腸菌(指標菌)			3ヶ月毎	北(原), 南(原)
嫌気性芽胞菌(指標菌)			3ヶ月毎	北(原), 南(原)
放射性物質(*4)				
放射性ヨウ素(I-131)		3ヶ月毎		
放射性セシウム(Cs-134)	10Bq/kg以下	3ヶ月毎	北(配), 南(配)	
放射性セシウム(Cs-137)	10Bq/kg以下	3ヶ月毎		
毎日検査				
色	異常がないこと			
濁り	異常がないこと		北(配), 南(配)	
遊離残留塩素濃度	0.1mg/l 以上		大(配)	

(\*1) 対象となる水質基準項目については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法による。」

(\*2) 検査対象は、南部原水とし、1年に2水源ずつ輪番制にて行う。

(\*3) 「水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針」による。

(\*4) 「水道水等の放射能測定マニュアル」による。

(\*5) 「北(配)」は北部配水(給水栓水), 「南(配)」は南部配水(給水栓水), 「大(配)」は大戸配水(給水栓水), 「北(原)」は北部原水, 「南(原)」は南部原水をそれぞれ表す。